

第二級アマチュア無線技士「法規」試験問題

30問 2時間30分

A-1 次の記述は、無線局の開設等について述べたものである。電波法（第4条及び第110条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① アマチュア無線局を開設しようとする者は、総務大臣の A を受けなければならない。
 ② ①の規定による A が無いのに B した者は1年以下の懲役又は C の罰金に処する。

	A	B	C
1	免許	送信空中線を設置	50万円以下
2	免許	無線局を開設し、又は運用	100万円以下
3	登録	送信空中線を設置	100万円以下
4	登録	無線局を開設し、又は運用	50万円以下

A-2 無線局の免許の有効期間及び再免許の申請に関する記述として、電波法（第13条）及び無線局免許手続規則（第17条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許の有効期間は、免許の日から起算して1年以上10年を超えない範囲内において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。
- 2 免許の有効期間は、免許の日から起算して10年を超えない範囲内において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。
- 3 再免許の申請は、アマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を除く。）にあつては免許の有効期間満了前1箇月以上1年を超えない期間において行わなければならない。
- 4 再免許の申請は、アマチュア局にあつては免許の有効期間満了前1箇月以上3箇月を超えない期間において行わなければならない。

A-3 無線局の無線設備の変更の工事（総務省令で定める軽微な事項を除く。）に関する記述として、電波法（第17条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人は、無線設備の変更の工事をしたときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 2 免許人は、無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。
- 3 免許人は、無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめその旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 4 免許人は、無線設備の変更の工事をしたときは、その変更について電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者が行った点検の結果を記載した書類を総務大臣に提出しなければならない。

A-4 アマチュア無線局の廃止、免許状の返納及び電波の発射の防止に関する記述として、電波法（第22条から第24条まで及び第78条）の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。
- 2 免許人は、その無線局を廃止したときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 3 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、1箇月以内にその免許状を返納しなければならない。
- 4 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく空中線の撤去その他の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置を講じなければならない。

A-5 次の記述は、「占有周波数帯幅」の定義である。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から4までのうちから一つ選べ。

「占有周波数帯幅」とは、その上限の周波数を^{ふく}超えて^{ふく}輻射され、及びその下限の周波数未満において^{ふく}輻射される平均電力がそれぞれ与えられた発射によって^{ふく}輻射される全平均電力の に等しい上限及び下限の周波数帯幅をいう。

- 1 0.05パーセント 2 0.5パーセント 3 1.5パーセント 4 2.5パーセント

A-6 次の記述は、受信設備の条件について述べたものである。電波法(第29条)及び無線設備規則(第24条)の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 受信設備は、その副次的に発する電波又は A が、総務省令で定める限度を超えて他の無線設備の機能に支障を与えるものであってはならない。
- ② ①に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい B を使用して測定した場合に、その回路の電力が C 以下でなければならない。ただし、無線設備規則第24条(副次的に発する電波等の限度)第2項以下の規定において、別に定めのある場合は、その定めるところによるものとする。

	A	B	C
1	電磁界	擬似空中線回路	4マイクロワット
2	電磁界	基準空中線	4ナノワット
3	高周波電流	擬似空中線回路	4ナノワット
4	高周波電流	基準空中線	4マイクロワット

A-7 次の記述は、高圧電気に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則(第25条)の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の内には、同じ字句が入るものとする。

送信設備の空中線、給電線又はカウンターポイズであって高圧電気(高周波若しくは交流の電圧300ボルト又は直流の電圧 A を超える電気をいう。)を通ずるものは、その高さが人の歩行その他起居する平面から B 以上のものでなければならない。ただし、次の各号の場合は、この限りでない。

- (1) B に満たない高さの部分が、人体に容易に触れない構造である場合又は人体が容易に触れない位置にある場合
- (2) 移動局であって、その移動体の構造上困難であり、かつ、 C 以外の者が出入しない場所にある場合

	A	B	C
1	450ボルト	2.5メートル	取扱者
2	450ボルト	3.5メートル	無線従事者
3	750ボルト	3.5メートル	取扱者
4	750ボルト	2.5メートル	無線従事者

A-8 空中線の指向特性を定める事項として、無線設備規則(第22条)に規定されていないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 主輻射^{ふく}方向及び副輻射^{ふく}方向
- 2 水平面の主輻射^{ふく}の角度の幅
- 3 主輻射^{ふく}方向の利得
- 4 給電線^{ふく}よりの輻射

A-9 次の記述は、非常通信について述べたものである。電波法(第52条)の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

非常通信とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生する虞^{おそれ}がある場合において、 A を利用することができないか又はこれを利用することが B であるときに人命の救助、 C 、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

	A	B	C
1	有線通信	著しく困難	災害の救援
2	有線通信	非能率的	財貨の保全
3	電気通信業務の通信	非能率的	災害の救援
4	電気通信業務の通信	著しく困難	財貨の保全

A-10 一般通信方法における無線通信の原則として、無線局運用規則（第10条）の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線通信を行うときは、自局の識別信号を付して、その出所を明らかにしなければならない。
- 2 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
- 3 必要のない無線通信は、これを行ってはならない。
- 4 無線通信は、これを長時間行ってはならない。

A-11 無線局の無線設備の機器の試験又は調整のための電波の発射に関する記述として、無線局運用規則（第22条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、無線設備の機器の試験又は調整のための電波の発射が他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちにその発射を中止しなければならない。
- 2 無線局は、無線設備の機器の試験又は調整のための電波の発射が他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちに空中線電力を低減しなければならない。
- 3 無線局は、無線設備の機器の試験又は調整のための電波の発射が他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、その通知に対して直ちに応答しなければならない。
- 4 無線局は、無線設備の機器の試験又は調整のための電波の発射が他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、10秒間を超えて電波を発射しないように注意しなければならない。

A-12 次の記述は、モールス無線通信において、無線局が無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときに順次送信すべき事項を掲げたものである。無線局運用規則（第39条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- | | | |
|---|--------------------------------|--------------------------------|
| ① | <input type="text" value="A"/> | 3回 |
| ② | DE | 1回 |
| ③ | 自局の呼出符号 | <input type="text" value="B"/> |

- | | A | B |
|---|-----|----|
| 1 | EX | 1回 |
| 2 | EX | 3回 |
| 3 | VVV | 1回 |
| 4 | VVV | 3回 |

A-13 次の記述は、モールス無線通信における通報の反復について述べたものである。無線局運用規則（第12条、第13条及び第32条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な略符号を表すモールス符号を下の1から4までのうちから一つ選べ。

相手局に対し通報の反復を求めようとするときは、「」の次に反復する箇所を示すものとする。

- 1 . ---
- 2 - . . . - . -
- 3 . - . . - - - - -
- 4 - -

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-14 「他の周波数に変更して伝送してください。」を示すQ符号を表すモールス符号はどれか。無線局運用規則（第12条及び第13条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 - - . - . - . . . -
- 2 - - . - - - -
- 3 - - . - . - . - - . . -
- 4 - - . - - - - -

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-15 アルファベットの字句とその字句を表すモールス符号が適合する組合せはどれか。無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

字句	モールス符号
1 AMSTERDAM	·- --- ··· - · ·-·· -·· ·- ---
2 BERLIN	-··· · ·-· ·-·· ·· -·
3 MADRID	--- ·- --- ·-·· ··· ·· -··
4 PARIS	·--- ·- ·-·· ·· ···

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-16 ZIAHPM19 を表すモールス符号はどれか。無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

1	---·· ·· ·- ···· ·--- ·- - - - - · · - - - -
2	---·· ·· ·- ···· ·--- - - · - - - - - - - - - ·
3	---·· ·· ·- ···· ·--- ·- - ···· ···· -
4	---·· ·· ·- ···· ·--- ·- · - - - - - - - - ·

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-17 次の記述は、アマチュア無線局の無線設備が技術基準に適合していない場合について述べたものである。電波法（第71条の5）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認めるときは、。

- 1 当該無線設備を使用する無線局の免許人に対し、その技術基準に適合するように当該無線設備の修理その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる
- 2 当該無線設備を使用する無線局に電波の発射を命じて、その発射する電波の質を検査しなければならない
- 3 当該無線設備を使用する無線局の免許人に対し、空中線の撤去を命ずることができる
- 4 当該無線設備を使用する無線局の免許を取り消さなければならない

A-18 次の記述は、無線局の免許人が電波法等に違反したときに総務大臣が行うことができる処分について述べたものである。電波法（第76条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、免許人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、 A 以内の期間を定めて B の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、 C 若しくは空中線電力を制限することができる。

	A	B	C
1	3箇月	電波の発射	周波数
2	3箇月	無線局の運用	周波数
3	6箇月	無線局の運用	電波の型式、周波数
4	6箇月	電波の発射	電波の型式、周波数

A-19 次の記述は、無線従事者の免許証の再交付について述べたものである。無線従事者規則（第50条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

無線従事者は、 A に変更を生じたとき又は免許証を汚し、破り、若しくは失ったために免許証の再交付を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出しなければならない。

- (1) 免許証（免許証を失った場合を除く。）
- (2) 写真 B
- (3) A の変更の事実を証する書類（ A に変更を生じたときに限る。）

	A	B
1	氏名又は住所	2枚
2	氏名又は住所	1枚
3	氏名	1枚
4	氏名	2枚

A-20 総務大臣への報告に関する記述として、電波法（第80条及び第81条）の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許人は、電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信の訓練のための通信を行ったときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 2 無線局の免許人は、電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 3 総務大臣は、無線通信の秩序の維持その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、免許人に対し、無線局に関し報告を求めることができる。
- 4 無線局の免許人は、非常通信を行ったときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。

A-21 無線通信規則（第5条）に規定する周波数分配表において、アマチュア業務に分配されていない周波数帯はどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 10,005 kHz～10,100 kHz
- 2 14,000 kHz～14,350 kHz
- 3 18,068 kHz～18,168 kHz
- 4 21,000 kHz～21,450 kHz

A-22 次の記述は、無線局からの混信を防止するための措置について述べたものである。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 混信を避けるために、送信局の A 及び、業務の性質上可能な場合には、受信局の A は、特に注意して選定しなければならない。
- ② 混信を避けるために、不要な方向への輻射又は不要な方向からの受信は、業務の性質上可能な場合には、 B の C をできる限り利用して、最小にしなければならない。

	A	B	C
1	位置	送信設備及び受信設備	電気的特性
2	位置	指向性のアンテナ	利点
3	無線設備	送信設備及び受信設備	利点
4	無線設備	指向性のアンテナ	電気的特性

A-23 次の記述は、無線通信の秘密について述べたものである。無線通信規則（第17条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

主管庁は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定を適用するに当たり、次の事項を A ために必要な措置をとることを約束する。

- (1) 公衆の一般的利用を目的としていない無線通信を許可なく傍受すること。
- (2) (1)にいう無線通信の傍受によって得られたすべての種類の情報について、許可なく、その B を漏らし、又はそれを C こと。

	A	B	C
1	禁止する	内容若しくは単にその存在	他人の用に供する
2	禁止する	内容	公表若しくは利用する
3	禁止し、及び防止する	内容	他人の用に供する
4	禁止し、及び防止する	内容若しくは単にその存在	公表若しくは利用する

A-24 局の識別に関する記述として、無線通信規則（第19条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 虚偽の又はまぎらわしい識別表示を使用する伝送は、すべて禁止する。
- 2 識別信号は、手動による速度で伝送する国際モールス符号の形式をとらなければならない。
- 3 アマチュア業務においては、すべての伝送は、実行可能な場合には、識別信号を伴うものとする。
- 4 異なる国のアマチュア局相互間の伝送においては、地上コマンド局とアマチュア衛星業務の宇宙局との間で交わされる制御信号は、局の識別を可能とするため暗号化されたものであってはならない。

B-1 無線局の免許状の訂正に関する記述として、無線局免許手続規則（第22条）の規定に適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 免許人は、免許状の訂正を受けようとするときは、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に対し、事由及び訂正すべき箇所を付して、その旨を申請するものとする。
- イ 免許人から免許状の訂正の申請があった場合において、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）は、新たな免許状の交付による訂正を行うことがある。
- ウ 総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）は、免許人から免許状に記載した氏名又は名称の訂正の申請があったときは、新たな免許状を交付しなければならない。
- エ 総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）は、免許人からの免許状の訂正の申請による場合のほか、職権により免許状の訂正を行うことがある。
- オ 免許人は、新たな免許状の交付による訂正を受けたときは、直ちに旧免許状を廃棄しなければならない。

B-2 次の記述は、アマチュア局における周波数測定装置の備付けについて述べたものである。電波法（第31条）及び電波法施行規則（第11条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 総務省令で定める送信設備には、その誤差が使用周波数の許容偏差の ア 以下である周波数測定装置を備え付けなければならない。
- ② ①の総務省令で定める送信設備は、次の各号に掲げる送信設備以外のものとする。
 - (1) イ 周波数の電波を利用するもの
 - (2) 空中線電力 ウ 以下のもの
 - (3) ①の周波数測定装置を備え付けている相手方の無線局によってその使用電波の周波数が測定されることとなっているもの
 - (4) 当該送信設備の無線局の免許人が別に備え付けた①の周波数測定装置をもってその使用電波の周波数を随時測定し得るもの
 - (5) アマチュア局の送信設備であって、当該設備から発射される電波の エ を オ 以内の誤差で測定することにより、その電波の占有する周波数帯幅が、当該無線局が動作することを許される周波数帯内にあることを確認することができる装置を備え付けているもの

- 1 26.175MHz以下の 2 割当周波数 3 50ワット 4 2分の1 5 0.025パーセント
- 6 26.175MHzを超える 7 特性周波数 8 10ワット 9 4分の1 10 0.25パーセント

B-3 次の記述は、無線通信の秘密の保護について述べたものである。電波法（第59条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

ア 法律に別段の定めがある場合を除くほか、 イ の相手方に対して行われる無線通信（電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第2項の通信であるものを除く。）を傍受してその ウ 若しくは内容を エ 、又はこれを オ はならない。

- 1 無線従事者は 2 関係者 3 漏らし 4 特定 5 他人の用に供して
- 6 何人も 7 存在 8 公表し 9 一般 10 窃用して

B-4 次に掲げるアルファベットの字句及びモールス符号の組合せについて、無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、アルファベットの字句及びその字句を表すモールス符号が適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

字句	モールス符号
ア DELTA	-. . . . - . - . - . - . - .
イ LIMA	. - - . - . - .
ウ MIKE	- . - . . . - . - . .
エ OSCAR	- . - . - - . - . . . - . - . . .
オ ROMEO	. - . . - . - . - . - . . - . - . - . - .

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

B-5 次の記述は、免許等を要しない無線局(注)に対する監督について述べたものである。電波法(第82条)の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

注 電波法第4条(無線局の開設)第1号から第3号までに掲げる無線局をいう。

総務大臣は、免許等を要しない無線局の無線設備の発する電波が ア に イ 障害を与えるときは、その設備の ウ 又は占有者に対し、その障害を エ するために必要な措置をとるべきことを オ ことができる。

- | | |
|-------------------|-------------|
| 1 重要無線通信を行う無線局の運用 | 2 他の無線設備の機能 |
| 3 継続的かつ重大な | 4 著しい |
| 5 所有者 | 6 利用者 |
| 7 除去 | 8 実地に調査 |
| 9 命ずる | 10 勧告する |

B-6 次の記述は、アマチュア業務について述べたものである。無線通信規則(第25条)の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 主管庁は、アマチュア局の操作を希望する者の ア の資格を検証するために必要と認める措置をとる。
② アマチュア局の最大電力は、イ が定める。
③ 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び無線通信規則の ウ 一般規定は、アマチュア局に適用する。
④ アマチュア局は、その伝送中 エ 自局の呼出符号を伝送しなければならない。
⑤ 主管庁は、オ にアマチュア局が準備できるよう、また通信の必要性を満たせるよう、必要な措置をとることが奨励される。

- | | | | | |
|------------|------------|------------|----------|---------|
| 1 運用上及び技術上 | 2 国際電気通信連合 | 3 すべての | 4 短い間隔で | 5 災害救助時 |
| 6 技術上 | 7 関係主管庁 | 8 技術特性に関する | 9 30分ごとに | 10 緊急時 |